## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル	
行政機関等の名称	埼玉県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称		
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法(平成18年法律第73号)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1受理番号、2受理方法、3受理日時、4受理警察署、5受理交番等、6取扱職員、7遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、8届出者続柄、9届出者氏名、10遺失日時、11遺失場所、12物件(現金・物品)、13遺失者連絡状況、14遺失者連絡日時、15遺失者連絡方法、16処理結果	
記録範囲	遺失者(届出者)	
記録情報の収集方法	遺失者(届出者)からの届出	
要配慮個人情報及び条例要配 慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)総務部文書課	
	(所在地)埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	
訂正及び利用停止に関する他 の法律又はこれに基づく命令 の規定による特別の手続等		

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	☑有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称)総務部財務局会計課	
	(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	(名 称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
備考		